

3医第11号
令和3年(2021年)4月7日

保健福祉事務所長 様

健康福祉部長
(公印省略)

医療法第六条の五第三項及び第六条の七第三項の規定に基づく医業、歯科
医業若しくは助産師の業務又は病院、診療所若しくは助産所に関して広告
することができる事項の一部を改正する件について (通知)

このことについて、厚生労働省医政局長から別添のとおり通知がありました。
については、御了知いただくとともに、貴管下医療機関への周知をお願いします。
なお、関係団体の長あて別添のとおり通知しました。

担 当：医療政策課企画管理係
小林 真人(課長) 北原 将貴(担当)
電 話：026-235-7145 (直通)
無線局：8-231 内線：2682
F A X：026-223-7106
E-mail：iryo@pref.nagano.lg.jp